令和８年 11 月 20 日
早良区市民部課税課

市政記者各位

課税資料の未処理について

このたび、早良区課税課において、処理すべき個人市県民税の課税資料について、必要な事務処理を行っていなかったことが判明いたしました。

対象者の皆様にご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げ、早急に課税手続きを行っていくとともに、今後の再発防止に努めてまいります。

１　経緯

個人市県民税の税額計算においては、個人の方が税務署に提出された確定申告書や勤務先から市に提出された給与支払報告書等の課税資料に基づき行っておりますが、令和８年９月に、早良区課税課において課税課職員が管理するキャビネット内の書類を点検・確認したところ、未処理のままであった課税資料（令和２年度処理分～令和７年度処理分）が存在することが判明いたしました。

２　未処理件数（対象者数）及び変更となる税額

	未処理件数(対象人数)	変更税額
①増額となる方	138 件(115 人)	5,477,600 円
うち増額処理の期限が経過している方（※）	70 件(51 人)	(2,143,000 円)
②減額となる方	52 件(47 人)	△1,654,400 円
③税額に影響がない方等	184 件(158 人)	－
④合計	374 件(312 人)	－

※地方税法上の増額処理の期限を過ぎており、追加の徴収はできません。

対象人数の④合計は、①②③の重複を除いた実人数です。

①増額となる方　最高額 1,048,100 円（複数年度の課税)、最少額　100 円

②減額となる方　最高額 △470,300 円（複数年度の課税)、最少額△100 円

３　対応

未処理となっていた課税資料について、早急に課税手続きを行うとともに、税額が変更となる方には、訪問又は書面により謝罪と説明を行ってまいります。

なお、減額となる方には 11 月 24 日（火）以降に減額通知書と還付通知書を、増額となる方には 12 月 11 日（金）に税額を修正した納税通知書を送付予定です。

４　再発防止

（１）チェック体制の徹底

担当業務について正副担当制を導入し、相互に事務処理の状況を確認することで、処理の遅延や漏れを防止します。

（２）進捗状況の把握体制の強化

受理した課税資料の処理状況について一元的に進捗管理するとともに、所属長による一斉点検を毎月実施することにより、組織的なフォローを行います。

５　他制度への影響

今回の事案により、個人市県民税の所得情報等を使用する国民健康保険料や介護保険料など他制度への影響が生じるため、各制度所管部署において、調査の上、影響が生じる方には個別に対応を行ってまいります。

＜主な制度への影響見込み＞

①国民健康保険料への影響（追加徴収見込み）　９人　約 34 万円

②介護保険料への影響（追加徴収見込み）　１０人　約 21 万円

【問い合わせ先】
早良区市民部課税課　　松本
TEL：092-833-4319（内線 145-250）